

質問書に対する回答

件名) 上信越自動車道 若穂スマート I C 諸設備詳細設計

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	別紙-2設計項目表（通信設備） 「4ETC設備設計」	「アイランドのはつり・配管等」は詳細設計の対象として「○」が記載されておりますが、アイランドそのものの設計については、別途建築設計、または土木設計などで詳細設計が実施され、本設計業務の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	アイランド設計については、別途、実施する調査業務にて行うため、本調査業務では対象外となります。
2	特記仕様書P9 コンテナ型データセンター	ETCサーバー機器やUPS、伝送設備を整備するコンテナ型データセンターについては、NEXCOより図面、仕様書を提示すると記載がございますが、コンテナの設置方法や、基礎の形状などについてもNEXCOより図面が提示されるものであり、本設計業務の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書2-2-16に記載のとおりとなります。なお、提示する資料には設置方法、基礎の形状を含みますが条件（現地状況および別途、実施する調査業務等）によりがたい場合には、特記仕様書1-12(1)に記載のとおり、別途協議し定めるものとします。
3	特記仕様書P9 カード確認機収容ボックス	カード確認機収容ボックスについては、NEXCOより図面、仕様書を提示すると記載がございますが、カード確認機収容ボックスの設置方法や、基礎の形状などについてもNEXCOより図面が提示されるものであり、本設計業務の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書2-2-16に記載のとおりとなります。なお、提示する資料には設置方法、基礎の形状を含みますが条件（現地状況および別途、実施する調査業務等）によりがたい場合には、特記仕様書1-12(1)に記載のとおり、別途協議し定めるものとします。
4	関連機関との協議	次の関連機関との協議については、本設計業務の対象となりますでしょうか。 受配電設備 → 電力会社 自家発電設備 → 消防、地方自治体 可変式速度規制標識設備 → 県警高速隊	本設計業務の対象は以下のとおりとなります。 ・受配電設備 → 電力会社、所轄消防 ・自家発電設備 → 電力会社、所轄消防、地方自治体 ・可変式速度規制標識設備 → 県警
5	支柱・基礎の設計	支柱・基礎の設計について、標準図以外の構造が必要となり、個別に構造計算、構造図の作成が必要となった場合は、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	条件（現地状況および別途、実施する調査業務等）により、支柱・基礎形状等が機械電気通信設備標準設計図集によりがたい特殊な条件の場合には、特記仕様書1-12(1)に記載のとおり、別途協議し定めるものとします。